

電子的診療情報連携体制整備加算3に係る掲示について

当院では令和8年6月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備加算について以下の通り対応を行っております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・診療報酬明細書が無償で交付しております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・医師がオンライン資格確認システムで取得した情報を診察室等において閲覧又は体制を有しております。
- ・マイナンバー保険証の利用率（30%以上）を達成しております。
- ・マイナポータルの医療情報等に基づき、患者様からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しております。
- ・電子処方せんや電子カルテ情報共有サービスを導入予定です。
- ・明細書発行に関する事項、医療DX推進の体制に関する事項等について、院保険医療機関の見やすい場所及びホームページに掲載しています。

※マイナンバーカードの利用で診療情報を取得・活用する事により、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。



矢野医院
Yano Physician's Office